

郡山市固定資産評価審査委員会告示第1号

郡山市固定資産評価審査委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

郡山市固定資産評価審査委員会委員長 須佐喜夫

郡山市固定資産評価審査委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

郡山市固定資産評価審査委員会の所管に係る郡山市個人情報保護条例施行規程（平成6年郡山市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>郡山市固定資産評価審査委員会の所管に係る<u>個人情報の保護に関する法律等施行規程</u></p> <p>郡山市固定資産評価審査委員会の所管に係る<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）の施行については、郡山市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年郡山市規則第21号）の例による。</u></p>	<p>郡山市固定資産評価審査委員会の所管に係る<u>郡山市個人情報保護条例施行規程</u></p> <p>郡山市固定資産評価審査委員会の所管に係る<u>郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）の施行については、郡山市個人情報保護条例施行規則（平成6年郡山市規則第33号）の例による。</u></p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。